WORLD TREK English Communication Ⅲ New Edition	高　外国語	平成30年２月28日	望月　正道ほか	桐原
EMPOWER English Expression Ⅱ Essential Course	高　外国語	平成30年２月28日	大井　恭子ほか	桐原
EMPOWER English Expression Ⅱ Mastery Course	高　外国語	平成30年２月28日	大井　恭子ほか	桐原
ATLANTIS Hybrid English Communication Ⅲ Intermediate	高　外国語	平成30年２月28日	Steven Mitchellほか	チアーズ
ATLANTIS Hybrid English Communication Ⅲ Standard	高　外国語	平成30年２月28日	Steven Mitchellほか	チアーズ
ATLANTIS Hybrid English Communication Ⅲ Advanced	高　外国語	平成30年２月28日	Steven Mitchellほか	チアーズ
グリーンライフ	高　農業	平成30年２月15日	千賀裕太郎ほか	実教
経済活動と法　新訂版	高　商業	平成30年１月５日	森嶌　昭夫ほか	実教
電子商取引　新訂版	高　商業	平成30年１月30日	中澤　興起ほか	実教
経済活動と法　新訂版	高　商業	平成30年１月５日	長瀬二三男ほか	東法
電子商取引　新訂版	高　商業	平成30年１月30日	丸山　正博ほか	東法
使える財務会計Ⅱ	高　商業	平成30年１月５日	桑原　知之ほか	ネット
楽しい管理会計	高　商業	平成30年１月５日	桑原　知之ほか	ネット

注　「目的とする学校・教科」の欄において、「中」とは中学校用教科用図書を表し、「高」とは高等学校用教科用図書を表す。

注　上記の教科書の発行者は、次のとおりである。

発行者の略称	発行者	代表者	住所
東書	東京書籍　株式会社	千石　雅仁	東京都北区堀船２―17―１
実教	実教出版　株式会社	戸塚　雄弖	東京都千代田区五番町５
開隆堂	開隆堂出版　株式会社	大熊　隆晴	東京都文京区向丘１―13―１
学図	学校図書　株式会社	中鳩　則雄	東京都北区東十条３―10―36
三省堂	株式会社　三省堂	北口　克彦	東京都千代田区神田三崎町２―22―14
教出	教育出版　株式会社	伊東　千尋	東京都千代田区神田神保町２―10
教芸	株式会社　教育芸術社	市川かおり	東京都豊島区長崎１―12―15
光村	光村図書出版　株式会社	小泉　茂	東京都品川区上大崎２―19― ９
大修館	株式会社　大修館書店	鈴木　一行	東京都文京区湯島２―１―１
啓林館	株式会社　新興出版社啓林館	佐藤　徹哉	大阪府大阪市天王寺区大道４―３―25
友社	株式会社　音楽之友社	堀内久美雄	東京都新宿区神楽坂６―30
数研	数研出版　株式会社	星野　泰也	東京都千代田区神田小川町２―３―３
文英堂	株式会社　文英堂	益井　英郎	京都府京都市南区上鳥羽大物町28番地
日文	日本文教出版　株式会社	佐々木秀樹	大阪府大阪市住吉区南住吉４―７―５
増進堂	株式会社　増進堂	岡本　明剛	大阪府大阪市西区新町２―19―15
第一	株式会社　第一学習社	松本　洋介	広島県広島市西区横川新町７―14
東法	東京法令出版　株式会社	星沢　卓也	長野県長野市南千歳町1005番地
桐原	株式会社　桐原書店	斉藤　智	東京都新宿区西新宿４―15―３住友不動産西新宿ビル３号館
学研	株式会社　学研教育みらい	小林　徹	東京都品川区西五反田２―11―８
チアーズ	有限会社　ＣＨＥＥＲＳ	ﾏｯﾁｪﾙ ｽﾃｨｰﾌﾞﾝ	宮城県仙台市青葉区春日町３―８春日町ファインビル３階
ネット	ネットスクール　株式会社	桑原　知之	東京都千代田区神田錦町３―23メットライフ神田錦町ビル３階
廣あかつき	廣済堂あかつき　株式会社	土井　常由	東京都練馬区貫井４―１―11
日科	日本教科書　株式会社	武田　義輝	東京都千代田区神田神保町１―12

○経農林水産省告示第二号

商品先物取引法施行規則（平成十七年経済産業省令第三号）第三十八条第十三項及び第九十九条第一項各号の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第三号（商品先物取引法施行規則第三十八条第十三項及び第九十九条第一項各号の規定に基づき、商品先物取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年五月十四日

農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（オプション取引） **第六条**　オプション取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）並びに同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引をいう。以下同じ。）及び当該取引に関連する原資産（オプションの行使の対象となる資産又は取引をいう。以下同じ。）のポジションに係る市場リスク相当額は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。 一・二　［略］	（オプション取引） **第六条**　オプション取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）並びに同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引をいう。以下同じ。）及び当該取引に関連する原資産（オプションの行使の対象となる資産又は取引をいう。以下同じ。）のポジションに係る市場リスク相当額は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。 一・二　［略］